豊川市公立保育所民営化基本方針

～第２期保育所整備計画に向けて～

平成３０年５月

子ども健康部　保育課

目　　次

豊川市公立保育所民営化基本方針

1．策定にあたって　P. 1

2．方針の位置づけ　P. 1

3．保育園の現状と課題　P. 2
(1) 公立保育所と民間保育所の運営に係る財源内訳
(2) 児童数の減少と３歳未満児の入所増、保育士不足という課題

4．民営化により期待できる効果　P. 7
(1) 保育サービスの拡充
(2) 老朽化した園舎を建替え３歳未満児受皿の整備促進

5．民営化の実施に向けて　P. 8
(1) 民営化の手法
(2) 民営化の事業主体
(3) 民営化移行準備期間の設定
(4) 民営化を推進する上での留意点
(5) 民営化の基本方針について

6．民営化実施地区　P. 14
(1) 第１次　小坂井地区の公立保育所民営化
(2) 第２次　南部中学校区の公立保育所民営化

7．おわりに　P. 17

～第２期豊川市保育所整備計画の策定に向けて～

1．豊川市保育所整備計画（平成２８～３２年度）の進捗状況　P. 18
(1) 進行している計画
(2) 今後着手する計画
(3) その他

2．第２期豊川市保育所整備計画の策定に向けて　P. 21
(1) 牛久保保育園、下長山保育園の建替え
(2) 萩保育園と赤坂台保育園の統合検討
(3) 東部小学校区の睦美・麻生田・三上保育園の再編

豊川市公立保育所民営化基本方針

1．　策定にあたって

本市では、平成２８年３月に「豊川市保育所整備計画」を策定しましたが、この中で『公立保育所の建替え時期に合わせて、社会福祉法人にその運営を切り替えていくための検討を開始する』とし、市内で私立保育園を経営する社会福祉法人と意見交換をする中で、複数の法人が公立保育所の運営に興味を持っていることがわかりました。

女性の社会進出が進み、３歳未満児からの保育所利用希望者は、毎年増加しています。これに対し市では、保育室を乳児室に改修するとともに、小規模保育事業所の新規開設、私立幼稚園の認定こども園への移行等を進めることで３歳未満児の受入れを強化しているところですが、それ以上に３歳未満児の保育需要は増え続けていることから、さらなる受入れ拡充策を進める必要に迫られています。

市では、公立保育所の園舎建替えを効率的かつ計画的に推進するとともに、３歳未満児の受け皿整備を加速させるため、「豊川市公立保育所民営化基本方針」を策定することにいたしました。

2．　方針の位置づけ

この方針は、「豊川市保育所整備計画」に包含されるものです。

今後、老朽化した公立保育所の園舎建替えは、通常の建替えのほか、小規模な保育所を隣接する保育所と統合しながら整備する方法と民営化して園舎を整備する方法の３通りの方法で進めてまいります。

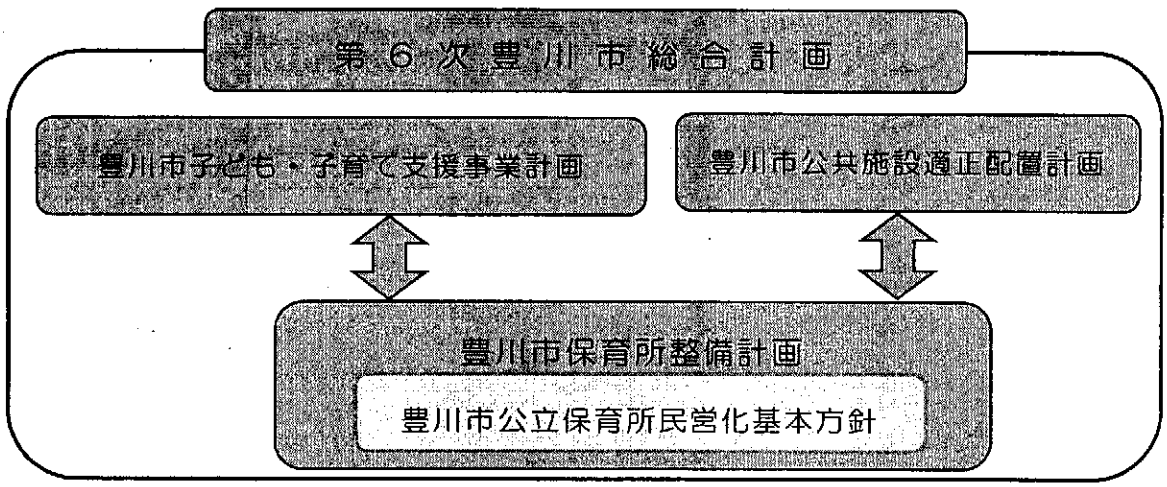

３．保育園の現状と課題

⑴ 公立保育所と私立保育所の運営に係る財源内訳

豊川市には、児童福祉法に定める認可保育所について、市の運営する公立保育所が２５園、社会福祉法人が運営する私立保育所が２３園ありますが、それぞれの保育に大きな差はなく、いずれの保育所でも同様の保育サービス（指定園で実施している特別保育等は除く。）が提供されています。

しかし、私立保育所はその運営にあたり、公定価格として国・県・市が負担する運営委託料や市の民間保育所運営費等補助金、保育料収入がありますが、公立保育所の場合、税源移譲や普通交付税措置により一般財源化しているものの、収入額が明確化されていないため、運営のための特定財源は主に保育料のみとなります。

概算ですが、【表１】にあるように、１ヶ月における児童１人当たりの市費負担額を比較すると、その運営については私立保育所が行うほうが有利なことは明らかです。

また、園舎建替えについても、私立保育所は国からの助成制度があるものの、公立保育所にはその制度が適用されないため、老朽化した園舎の建替えを推進するうえで財政的にも厳しいものがあります。

さらに、国では近い将来の実施に向け、３歳から５歳までの保育料無償化を検討していますが、その財源として私立保育所については、運営委託料同様、国及び県の負担があると見込まれるものの、公立保育所については、一般財源化（税源移譲又は交付税措置）されると考えられるため、民営化を推進する必要性が高まっていると考えています。

表１ ： 本市の保育所の運営に係る負担額（公立：私立）対比

公立保育所

（単位：千円）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	
【歳出】					
公立保育所費	2,107,690	2,110,240	2,218,820	2,242,726	
【歳入】					
国県支出金	13,239	18,058	17,423	16,523	
保育料等	523,849	516,824	522,171	521,893	
【歳出】－【歳入】	1,570,602	1,575,358	1,679,226	1,704,310	A
保育所数	25	25	25	25	B
１園当たり市費持ち出し	62,824	63,014	67,169	68,172	A/B
延児童数（人）	28,880	28,309	28,957	28,750	C
１人当たり市費持ち出し（月単位）	54.4	55.6	58.0	59.3	A/C

私立保育所

（単位：千円）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	
【歳出】					
私立保育所費	2,215,048	2,283,936	2,355,233	2,517,306	
【歳入】					
国県支出金	653,120	674,304	764,401	866,198	
保育料等	502,063	514,229	497,454	484,339	
【歳出】－【歳入】	1,059,865	1,095,403	1,093,378	1,166,769	A
保育所数	23	23	23	23	B
１園当たり市費持ち出し	46,081	47,626	47,538	50,729	A/B
延児童数（人）	30,497	30,870	30,812	30,265	C
１人当たり市費持ち出し（月単位）	34.8	35.5	35.5	38.6	A/C

公立＋私立保育所

（単位：千円）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	
【歳出】					
公立保育所費＋私立保育所費	4,322,738	4,394,176	4,574,053	4,760,032	
【歳入】					
国県支出金	666,359	692,362	781,824	882,721	
保育料等	1,025,912	1,031,053	1,019,625	1,006,232	
【歳出】－【歳入】	2,630,467	2,670,761	2,772,604	2,871,079	A
保育所数	48	48	48	48	B
１園当たり市費持ち出し	54,801	55,641	57,763	59,814	A/B
延児童数（人）	59,377	59,179	59,769	59,015	C
１人当たり市費持ち出し（月単位）	44.3	45.1	46.4	48.6	A/C

３歳未満児が増加することで、コストがかかる仕組み

作成資料：主要な施策の成果報告書

⑵ 児童数の減少と３歳未満児の入所増、保育士不足という課題

次頁（表２）の「就学前児童数の推移」にあるように、本市の子どもの数は年々減少しています。

しかし、３歳未満児の保育所入所児童数は年々その数を増しており、旧小坂井町との合併後平成２２年度から２９年度までの伸びは、２歳児が１２７人・２２．６%、１歳児が１４２人・４１．４%、０歳児が５８人・７６．３%の増となっています。

これまで、こうした需要の伸びに対して保育所等の施設整備を行うとともに、正規保育士の積極的な採用や、臨時保育士の月給制の導入による処遇改善を行いながら、クラス担当保育士の確保についても対策を講じてまいりました。

様々な業種で人手不足の問題が生じている現在では、女性の社会進出がさらに進むことが予想されるため、３歳未満児の需要はより増えると見込まれます。

しかし、その人手不足は保育士にも当てはまり、子ども・子育て支援新制度に移行後、地域型保育事業や企業主導型保育事業といった新たな保育の受け皿も急速に整備されているため、市内私立保育所において保育士の確保が難しくなってきており、民営化にあたっては移管先の法人が保育士を確保できるのか見極めていく必要があります。

表２ ： 就学前児童数、保育所入所児童数、幼稚園入所児童数の推移

2-① 就学前児童数の推移（住基＋外録）

単位：人

	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
５歳児	1,796	1,702	1,840	1,835	1,794	1,829	1,695	1,795
４歳児	1,703	1,830	1,843	1,800	1,816	1,693	1,791	1,726
３歳児	1,836	1,845	1,799	1,832	1,675	1,781	1,726	1,707
２歳児	1,837	1,795	1,837	1,697	1,771	1,722	1,706	1,662
１歳児	1,792	1,817	1,676	1,762	1,709	1,700	1,649	1,672
０歳児	1,765	1,636	1,717	1,667	1,663	1,608	1,617	1,565
計	10,729	10,625	10,712	10,593	10,428	10,333	10,184	10,127

※本市の就学前児童数は、年々減少傾向にある。

各年度４月１日

2-② 保育所入所児童数の推移

単位：人

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
５歳児	1,266	1,194	1,306	1,271	1,298	1,299	1,213	1,294
４歳児	1,174	1,279	1,250	1,278	1,267	1,201	1,280	1,196
３歳児	1,249	1,202	1,234	1,233	1,133	1,229	1,149	1,139
２歳児	562	583	623	609	671	668	677	689
１歳児	343	379	364	424	413	445	459	485
０歳児	76	69	97	91	85	84	129	134
合計	4,670	4,706	4,874	4,906	4,867	4,926	4,907	4,937

※H28からは、小規模保育事業所を含む。３歳未満児の児童数の伸びが課題

各年度４月１日

2-③ 幼稚園入所児童数の推移

単位：人

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
５歳児	455	448	469	502	437	471	441	468
４歳児	454	478	521	449	483	440	463	458
３歳児	464	508	448	485	441	460	470	476
計	1,373	1,434	1,438	1,436	1,361	1,371	1,374	1,402

各年度５月１日

2－④　保育所入所率　②/①(%)

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
５歳児	70.5%	70.2%	71.0%	69.3%	72.4%	71.0%	71.6%	72.1%
４歳児	68.9%	69.9%	67.8%	71.0%	69.8%	70.9%	71.5%	69.3%
３歳児	68.0%	65.1%	68.6%	67.3%	67.6%	69.0%	66.6%	66.7%
２歳児	30.6%	32.5%	33.9%	35.9%	37.9%	38.8%	39.7%	41.5%
１歳児	19.1%	20.9%	21.7%	24.1%	24.2%	26.2%	27.8%	29.0%
０歳児	4.3%	4.2%	5.6%	5.5%	5.1%	5.2%	8.0%	8.6%
合計	43.5%	44.3%	45.5%	46.3%	46.7%	47.7%	48.2%	48.8%

2－⑤　幼稚園入所率　③/①(%)

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
５歳児	25.3%	26.3%	25.5%	27.4%	24.4%	25.8%	26.0%	26.1%
４歳児	26.7%	26.1%	28.3%	24.9%	26.6%	26.0%	25.9%	26.5%
３歳児	25.3%	27.5%	24.9%	26.5%	26.3%	25.8%	27.2%	27.9%
合計	12.8%	13.5%	13.4%	13.6%	13.1%	13.3%	13.5%	13.8%

2－⑥　保育所・幼稚園入所率（（②+③）/①(%)）

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
５歳児	95.8%	96.5%	96.5%	96.6%	96.7%	96.8%	97.6%	98.2%
４歳児	95.6%	96.0%	96.1%	95.9%	96.4%	96.9%	97.3%	95.8%
３歳児	93.3%	92.7%	93.5%	93.8%	94.0%	94.8%	93.8%	94.6%
２歳児	30.6%	32.5%	33.9%	35.9%	37.9%	38.8%	39.7%	41.5%
１歳児	19.1%	20.9%	21.7%	24.1%	24.2%	26.2%	27.8%	29.0%
０歳児	4.3%	4.2%	5.6%	5.5%	5.1%	5.2%	8.0%	8.6%
合計	56.3%	57.8%	58.9%	59.9%	59.7%	60.9%	61.7%	62.6%

４．　民営化により期待できる効果

⑴ 保育サービスの拡充

保育所の利用者は、民営化後も児童福祉法に定める認可保育所としての許可基準や市の定める保育料は変わりませんので、引き続き保育所の利用ができます。

さらに、民間の機動力や柔軟性を生かし、利用者ニーズを保育所の運営に素早く反映されることが可能になるとともに、民営化時には特別保育等の保育サービスを加えることで、保育所の機能や利用者の利便性を向上してまいります。（Ｐ．８表３：特別保育実施状況の推移）

⑵ 老朽化した園舎を建替え３歳未満児受皿の整備促進

公立保育所園舎は老朽化が進み、建替えが必要な時期になっています。（Ｐ．９表４：公立保育所建設年次一覧参照）

昭和４０～５０年代に建てられた園舎は、今のような多くの３歳未満児が入所することを前提としておらず、乳児室だけでなく乳児用トイレ等の設備も不足しています。

民営化を前提とした施設整備を行うことで、国からの助成が得られ市の財政負担も軽減でき、施設整備をさらに推進させることが可能となります。

これにより、喫緊の課題である３歳未満児の受け皿整備が促進され、保育所への入所がよりスムーズになります。

表３ ： 特別保育実施状況の推移

		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
時間外保育	19:30実施園	16	16	16	16	16
	延利用児童数	24,015	27,053	24,118	23,338	27,599
加配保育	指定園	11	12	13	20	23
	対象児童数	200	226	231	204	214
休日保育	指定園	1	1	1	1	1
	延利用児童数	266	348	302	369	461
一時的保育	指定園	12	12	12	12	12
	延利用児童数	6,208	5,308	6,478	6,743	6,118
病後児保育	実施個所数	1	1	1	1	1
	延利用児童数	546	597	302	369	502

表4：公立保育所建設年次一覧

建設年次	園名		
S41年度	*赤坂*		
S42年度			
S43年度			
S44年度	*一宮西部*	小坂井東	
S45年度	小坂井中		
S46年度	牛久保	萩	小坂井北
S47年度	下長山		
S48年度	睦美	東上	
S49年度	*長沢*		
S50年度	御油第二	*大木*	
S51年度	赤坂台		
S52年度	金沢		
S53年度	大和	御津北部	
S54年度	八南		
S55年度	為当		
S56年度	一宮東部		
S57年度	国府		
S58年度			
S59年度			
S60年度			
S61年度			
S62年度			
S63年度			
H1年度	一宮		
H2年度			
H3年度			
H4年度	御津南部		
H5年度			
H6年度			
H7年度			
H8年度			
H9年度			
H10年度			
H11年度			
H12年度			
H13年度			
H14年度			
H15年度			
H16年度	御油		
H17年度			
H18年度	御津西部		
H19年度			
H20年度			
H21年度			
H22年度			

5. 民営化の実施に向けて

(1) 民営化の手法

公立保育所を民営化する手法としては、次の２つの方法が考えられます。

「民設民営方式」・・・設置主体及び運営主体をともに移管先に移行する方法

この方法は、園舎建設から民間事業者が行うことで、市の財政負担をより軽減することができるとともに、当該事業者が、園舎建設により長期間にわたって保育所の運営を行うことが前提となり、安定的に保育所の運営を行うことができます。

「公設民営方式」・・・運営主体のみを移管し、指定管理者制度等を活用する方法

この方法は、既存の公立保育所の運営を任せるもので、指定管理者制度等による柔軟な運営や自主性を発揮することができるとともに、施設建設のリスクがないため、民間事業者としても「民設民営方式」と比べ参画しやすいと思われます。

しかし、県内では、指定管理期間終了ともに、運営を撤退した事例もあり、保護者がお子さんを安心して預けることができるよう継続性を担保する必要があります。

市では、公立保育所の民営化を進めるにあたって、老朽化の進む園舎の建替えを財政的に有利に進めるとともに、「豊川市保育所整備計画」で基本方針の１つとした【公共施設適正配置計画に沿った施設面積の削減】にも合致する、設置主体及び運営主体とも民間事業者に移

行する「民設民営方式」（園舎の建替えのタイミングで移管）を軸とした民営化を進め、公共施設面積の削減にも取り組みます。

(2)　民営化の事業主体

保育所の運営は、平成１２年（２０００年）に規制緩和され、さまざまな事業者の参画が可能となっていますが、民営化により運営を引き継ぐ事業主体は、県内で保育所又は認定こども園の運営実績があるとともに、保育内容が継続・向上でき、その安定性を確保できる民間事業者（社会福祉法人等）とします。

しかし、市内には社会福祉法人豊川市保育協会以外にも１１の保育所を運営する社会福祉法人があり、本市と協力しながら保育行政を推進してきた経緯がありますので、このような豊川市の風土を理解し、住民に認知された社会福祉法人が希望するのであれば、移管先として優先的に運営をまかせたいと考えています。

(3)　民営化移行準備期間の設定

民営化について、保護者への説明及び民営化を実施する公立保育所について、最低でも３年を設けます。（民営化決定時の３歳児は、当該公立保育所で卒園できるように配慮します。）

また、事業者の決定から民営化実施までの期間は、１年以上設けます。（保育士確保のために一定期間が必要と考えられるため。）

(4)　民営化を推進する上での留意点

①　民営化の対象とする保育所

加配保育等特別保育については、手厚く保育士を配置するものの、当該サービスを利用するお子さんは年度毎に増減するため、クラス担当保育士の数も各年度で変わってきます。

運営する保育所が少ない法人の場合、保育士確保の面から安定したサービスの提供が難しい場合が予想され、持続的に保育サービスを各地域バランスよく提供するためには、一定の公立保育所

を残し、人事異動等によってクラス数の増減に対応できる体制を確保しておく必要があり、各中学校区に１園は公立保育所を残します。

また、園児数が減少し公立保育所同士を統合する場合についても、まずは統合することを優先させて、民営化の対象からは除いて進めたいと考えています。

② 「時間外保育」等特別保育の実施を条件とする。

公立保育所の民営化にあたり、市の財政負担軽減だけでなく、保育サービスを向上させ、保護者の利便性を高める必要があります。

民営化時には、移管先の法人に対し特別保育等の実施を条件にし、保育サービスの拡充に努めます。

③ 民営化を推進するための補助制度の検討

民間事業者への運営移行を促すために、民営化に伴う園舎建設事業費に対する従来の助成制度に加え、その拡充を検討します。

④ 職員等の引継ぎ

民営化により運営主体が代わり、さらにクラス担当保育士全てが交替することがないよう、あらかじめ運営を引き継ぐ法人から施設長予定者やクラス担当予定保育士等を民営化実施園に派遣させ、公立保育所の保育士と合同で保育します。そうすることで、民営化時に一定の職員を残すことができ、移行時に園児が不安な気持ちを抱かないようにいたします。

また、公立保育所には、正規保育士以外にクラス担当の臨時保育士やパート保育士等多くの職員が勤めています。このような職員は、個々の希望により民営化のあとも雇用を引き継ぐことができるように配慮します。

⑤ 段階的な民営化の推進

園舎の老朽化に伴う改築時期や地域的なバランスを考慮しながら民営化を進めます。公立保育所の職員採用・退職等の状況や就学前児童数及び３歳未満児の需要等も考慮しながら進めますので、５年間に２園程度を目標として民営化を進めます。

⑸ 民営化の基本方針について

以上を踏まえ、公立保育所の民営化を進める上での基本方針を次のように定めて取り組みます。

≪民営化の基本方針≫

① 民設民営方式による移行とする。

② 移管先は、保育所運営実績のある市内社会福祉法人を中心とし、充分な移行期間を設ける。

③ 各中学校区に概ね１園の公立保育所を残すとともに、公立保育所の統合時は民営化の対象から除く。

④ 保育サービスの拡充に繋げる。

⑤ 新たな助成制度を検討し、民営化しやすい環境を整える。

⑥ 園児の環境が変わることに配慮するとともに、児童数の推移に留意しながら段階的な民営化を進める。

６．民営化実施地区

公立保育所の民営化にあたっては、前述の基本方針に沿って進めますが、当面、他の計画推進時期や公立保育所園舎の老朽度、保育所の園児数等規模を勘案し、次の２地区における民営化の実施に向けて検討を開始します。

(1)　第１次　小坂井地区の公立保育所民営化

平成３３年度に小坂井支所を中心とした公共施設再編整備事業が終了することから、昭和４４～４６年に建設され老朽化の進む小坂井地区の公立保育所３園について建替えを進めます。

まずは、建設年次の古い、小坂井東保育園、小坂井中保育園、小坂井北保育園の順番で整備を行いますが、公立保育所としては１ヶ所を残し、２ヶ所を民営化として整備を行います。

民営化実施園については、園の規模や園児の入所状況等を考慮しながら検討し、平成３１年度に選定します。

位置図１　参照

(2)　第２次　南部中学校区の公立保育所民営化

南部中学校区には、園舎の老朽化が進む牛久保保育園（昭和４６年度建設）と下長山保育園（昭和４７年度建設）の公立保育所がありますが、このエリアの公立保育所は１ヶ所とし、牛久保または下長山保育園のどちらかを民営化により施設整備を進めます。

園児の状況等を考慮しながら、民営化を実施する保育所の選定について検討を開始します。

位置図２　参照

位置図１：小坂井地区の保育所

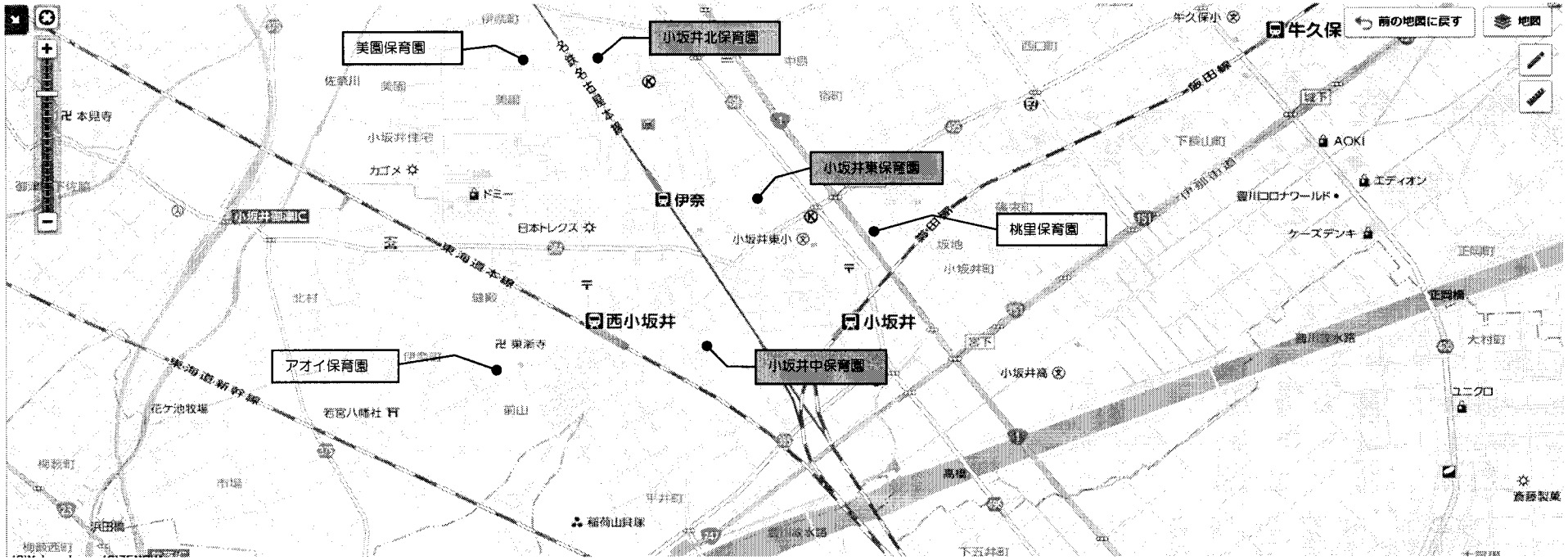

小坂井東小学校区　　公立　小坂井東保育園　小坂井北保育園　　私立　桃里保育園
小坂井西小学校区　　公立　小坂井中保育園　　私立　アオイ保育園　美園保育園

小坂井東保育園から小坂井中保育園まで　直線で約６７０ｍ
小坂井東保育園から小坂井北保育園まで　直線で約９５０ｍ

位置図２：南部中学校区の保育所

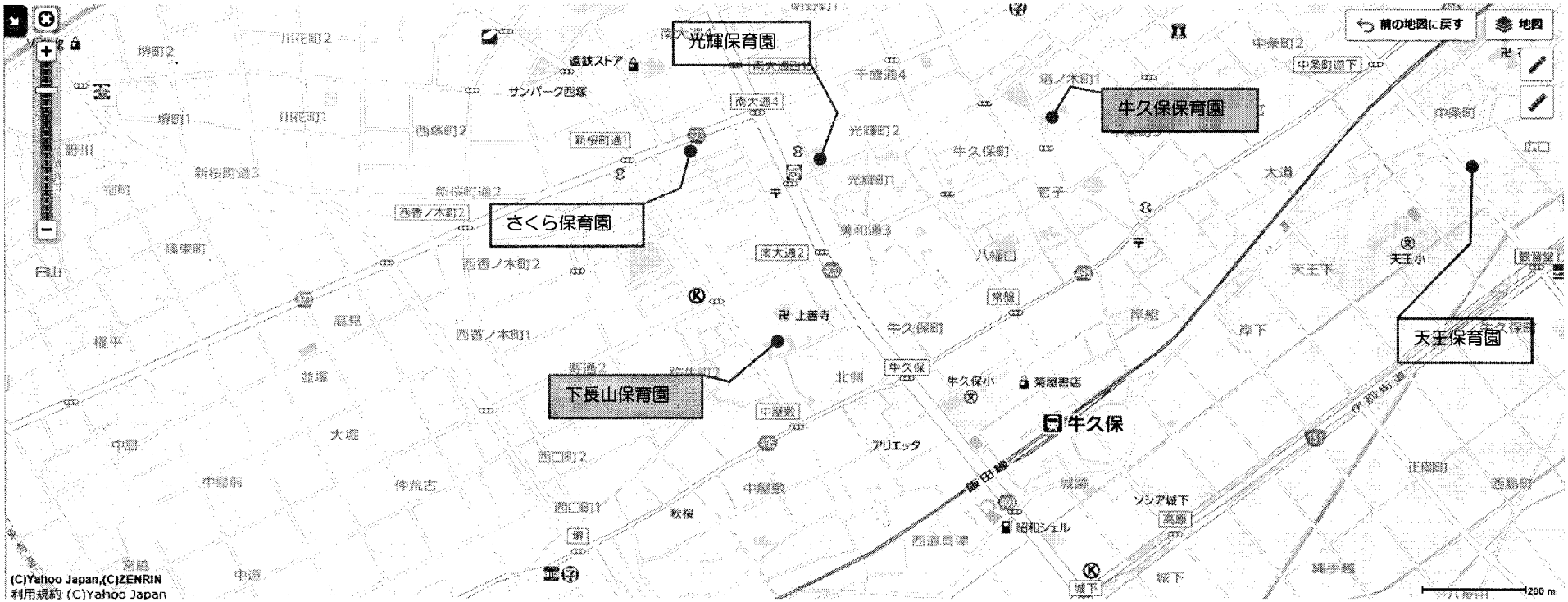

南部中学校区保育所

公立　牛久保保育園　　下長山保育園

私立　天王保育園（保育協会）　　光輝保育園　　さくら保育園

※この他、私立　中部保育園（保育協会）が南部中学校区

7．おわりに

人口減少社会に入り就学前児童数の減少については、本市でもその傾向が現れています。ただ、保育現場では、３歳未満児の入所希望がまだまだ増加傾向にあり、今後も続くと考えています。

また、地域的にもその様子は異なっているため、保育園の整備について長期的な計画が立てにくい状況がありますが、児童数や３歳未満児の入所状況などをしっかりと把握するとともに、その時々の保護者ニーズを反映させることができるように、計画を見直しながら園舎の整備を進めたいと考えています。

～第２期豊川市保育所整備計画の策定に向けて～

１．　豊川市保育所整備計画（平成２８～３２年度）の進捗状況

⑴ 進行している計画

現在、公立保育所や私立保育所等の整備について、以下の内容で整備及び検討を進めています。

① 大木保育園と一宮西部保育園の統合（公立保育所）

現在、事業費を一部予算化していますが、統合後の新たな大木保育園園舎を平成３１年度に建設し、３２年度に開園するスケジュールで進めています。

② 赤坂保育園と長沢保育園の統合（公立保育所）

両保育園の保護者への説明会、赤坂・長沢町内会に向けた説明会を平成２８年度に開催するとともに、建設予定地の周辺住民を対象とした説明会を２９年度に開催しました。

保育所建設予定地周辺の道路事情を考慮し、保護者の送迎用駐車場用地の確保について、地権者と交渉を進めながら、平成３３年度以降の開園に向けて事業費の予算化を目指しています。

③ その他

３歳未満児の受入れ体制強化のため、様々な施設整備を実施しています。

公立保育所では、国府地区の３歳未満児の受入体制を強化するため、為当保育園に隣接していた介護事業所の閉鎖に伴い、当該建物及び土地を買収し乳児室に改修しました。

また、平成２８年度以降３歳未満児に特化した小規模保育事業所３ヶ所の開設や学校法人岡本学園豊川東幼稚園が認定こども園に移行するのに際し、国の補助制度を活用しながら整備を進め、３歳未満児が利用できる施設を増やしました。

さらに、平成３０年度は社会福祉法人豊川市保育協会が行う中部保

育園の園舎建替えや社会福祉法人久昌会が行うひかり保育園の分園建設に国の補助制度を活用しての整備が予定されています。

⑵ 今後着手する計画

小坂井地区リーディング事業との整合

「保育所整備計画」策定時には、小坂井地区の公共施設再編に合わせて小坂井東保育園等の建替えを検討するとしましたが、小坂井東保育園については、セキュリティ上の観点等から再編施設には含まれないことになりました。

小坂井地区の再編プロジェクトの完了年度が、生涯学習会館や児童館の解体工事を行う平成３３年度であることから、これ以降のタイミングで小坂井東保育園を始めとする小坂井地区の３公立保育所の整備について、前述のとおり１園のみ公立保育所として整備し２園を民営化による私立保育所として整備する方向で進めます。

⑶ その他

① 新たな私立保育所の建設について

現在、豊川西部土地区画整理事業により保育需要の増加傾向が続いている　八南・国府小学校エリアに新たな保育所の整備が計画されています。

これは、名古屋市で複数の保育園運営実績があり、蒲郡市で特別養護老人ホーム「さくらの木」を運営する社会福祉法人昇人会から、豊川市内で保育所の運営をしたいと相談があったものです。

以前から慢性的に利用調整があり、地域内の保育所だけでは３歳未満児の受入れが難しい状況にある当該エリアであれば、市として通常のルールの範囲で支援したいと、当該法人と調整してまいりました。

定員９０人程度の保育所を整備する予定で、平成３２年の開園を目指しております。

位置図３　参照

位置図３: 新たな認可保育所建設予定地

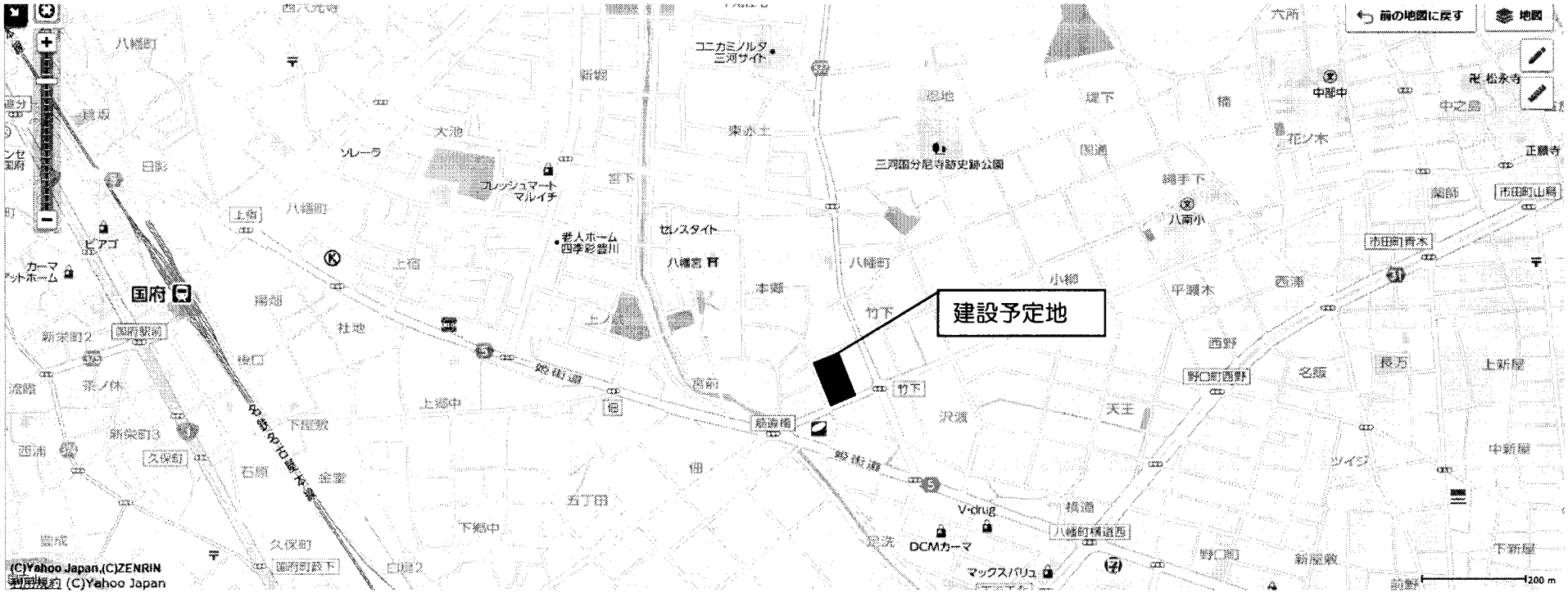

- 当該地域の保育需要は、３歳未満児を含め例年極めて高いものとなっている。
- このエリアであれば、保護者のニーズに応えられると考えられる。
- 市では、園舎建設の支援をするとともに、特別保育等のサービスを実施するよう要請していく。

② 既存の私立保育所の整備

今後も私立保育所を経営する社会福祉法人の進める園舎の建替えについては、法人の意向を尊重しながら進めますが、その際には、『３歳未満児受入れ拡充』『特別保育等サービスの拡充』を求めてまいります。

また、新たな小規模保育事業所の開設に向けた相談もありますので、需要の高いエリアについは、早期の開設ができるよう調整してまいります。

２．第２期豊川市保育所整備計画の策定に向けて

平成３３年度から３７年度における園舎の建替等については、「第２期保育所整備計画」により示すことになりますが、赤坂、長沢保育園の統合や小坂井地区公立３園の整備が軌道に乗った段階で、建設年次の古い公立の「萩」・「牛久保」・「下長山」・「睦美」保育園について、建替え（民営化、統合含）の検討を進める予定です。

⑴ 牛久保保育園（昭和４６年度建設）、下長山保育園（昭和４７年度建設）の建替え

先に述べたとおり、南部中学校区に位置する牛久保保育園と下長山保育園については建設年次も近く、ともに老朽化が進んで建替えの時期を迎えていますが、どちらかを民営化に移行したいと考えています。

今後、どの保育所を民営化するのかも含めて園舎の建替えについて検討を開始します。

⑵ 萩保育園（昭和４６年度建設）と赤坂台保育園（昭和５１年度建設）の統合検討

萩保育園は、平成３０年４月の入所児童が３２名の規模の小さな保育所です。「豊川市保育所整備計画」で園児数が６０人を下回るような小規模な保育所整備については運営を見直すことを基本方針としていますので、隣接する赤坂台保育園との統合による整備を検討します。

⑶ 東部小学校区の睦美・麻生田・三上保育園の再編

『豊川市市民館適正配置方針』により東部小学校区の３地区市民館（睦美、麻生田、三上）の統合が計画されていますが、これら市民館は、公立の睦美保育園及び社会福祉法人豊川市保育協会の麻生田保育園、三上保育園とそれぞれ隣接しているため、市民館の再編を踏まえて各保育所の建替え方法等について、豊川市保育協会とも意見交換しながら検討を開始します。